

EU 関税制度

特恵等特別措置

西バルカン諸国に対する関税停止措置 詳細

(1) 適用法令

EU安定化・連合プロセスに参画または関連する国および地域に対し、例外的な貿易措置を導入する2009年11月30日付理事会規則1215/2009（2009年12月15日付官報L328掲載）（規則1336/2011、517/2013、1202/2013、2015/2423、2017/1464、2020/2172により改正）

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009R1215>

（改正を反映した本文は、リンク中の「All consolidated versions」をクリック）

EU安定化・連合プロセスに参画または関連する国および地域に対し、例外的な貿易措置を導入する理事会規則1215/2009を改正し、ボスニア・ヘルツェゴビナに対する適用を一時停止する2015年12月16日付欧州議会・理事会規則2015/2423（2015年12月24日付官報L341掲載）

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015R2423>

(2) 概要

EUは、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア（旧・マケドニア旧ユーゴスラビア）、セルビア、モンテネグロなど西バルカン諸国と安定化・連合協定（SAA）および貿易関連暫定協定（IA）に基づき、関税の相互撤廃スケジュールを定めている。それに先立って、EU側は片務的な措置として、西バルカン（コソボ含む）に対し関税停止措置を設けている。

理事会規則1215/2009（2010年1月4日発効）により、コソボを含む西バルカン諸国に対する関税停止の優遇措置の適用要件や、関税割当が適用される製品（子牛肉、水産品、ワイン）などの詳細が規定された。製品によっては優遇措置を受けられない国もあり、同規則の付属書I、IIに優遇措置が適用される国、製品および割当数量に関する詳細リストが掲載された。同規則は、2015年12月末に失効する予定だったが、欧州議会・理事会規則2015/2423により、適用期間が2020年末まで延長され、さらに欧州議会・理事会規則2020/2172により2025年末まで延長されている。

また、規則2015/2423により、ボスニア・ヘルツェゴビナに対する特恵措置が一時的に停止された。EUとボスニア・ヘルツェゴビナは2008年6月にSAAを締結、同協定は2015年6月に発効したが、ボスニア・ヘルツェゴビナ政府による貿易特権条項の実施体制の整備が遅れていることから、EUは同国に対する特恵措置の保留に踏み切った。

なお、特定国・地域に対する一方的な関税停止措置は、WTOの最恵国待遇に反しているが、WTOは2026年末まで、EUによる西バルカン諸国の特惠措置にウェーバー（義務免除）条項を適用している。